

福山市外部の労働者等からの公益通報に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 通報等の受付等（第6条—第10条）
- 第3章 調査及び措置（第11条—第13条）
- 第4章 通報者等の保護等（第14条—第17条）
- 第5章 雑則（第18条—第20条）

第1章

（目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの公益通報等を適切に処理するため、市が講じるべき必要な措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者及び公益通報の内容となる事実に関係する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者をいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (3) 公益通報 通報対象事実又はその他の法令違反等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときに、その是正又は発生の防止を目的として行われる通報をいう。
- (4) 相談 公益通報に関する相談をいう。
- (5) 主管課 公益通報の内容となる事実に関する事務を所掌する課をいう。

（組織体制）

第3条 市に対してなされる公益通報（以下「通報」という。）及び相談（以下「通報等」という。）への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置くこととし、総務部長をもって充てる。

- 2 総括通報等責任者は、通報に関する調査の進捗等の管理、教育研修の実施、通報等への対応に関する規程等の整備その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括する。
- 3 総括通報等責任者は、前項に規定する事務を通報等責任者に行わせることができるも

のとし、通報等責任者は主管課の課長をもって充てる。

第4条 通報等責任者は、主管課において、通報に関する調査の進捗等の管理、職員が教育研修に参加する機会の確保その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を掌理する。

2 通報等責任者は、主管課の職員の中から、通報等担当者を指定する。

3 通報等担当者は、通報等責任者を補佐し、主管課における通報等の管理、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）との連絡その他の通報等への対応に関する事務を担当する。

（通報等窓口）

第5条 市に対してなされる通報等の窓口を主管課に置くこととし、総括通報等責任者がこれを総括する。

第2章 通報等の受付等

（受付の範囲及び取扱い）

第6条 主管課は、外部の労働者等からの次に掲げる事実についての通報等を受け付けるものとする。

(1) 通報対象事実

(2) 前号に定めるもののほか、法令、条例、規則その他の規程に違反する行為に関する事実（当該違反行為について市が処分又は勧告等をする権限を有するものに限る。）

(3) 前2号に定めるもののほか、事業者の法令遵守等の確保及び法令等の適正な執行のために必要と認められるその他の事実

2 主管課は、通報等があったときは、法及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（平成29年7月31日消費者庁。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付を拒んではならない。

3 主管課は、匿名による通報等についても、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

（受付手続）

第7条 主管課は、通報等を受け付けたときは、通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報等への対応に必要な事項を通報者等に確認するものとする。ただし、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでな

い。

2 主管課は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者等に説明するものとする。ただし、通報者等が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない（次項、第9条第2項、第11条第3項、第12条第2項及び第17条第2項に規定する通知並びに次条及び第10条に規定する教示及資料の提供において同じ。）。

(1) 通報等に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報保護は保護されること。

(3) 通報受付等の手続の流れに関すること。

3 前2項において、書面、電子メールその他通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、通報等の到着を確認次第、通報等を受領した旨を通報者等に対して遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(受付時の対応)

第8条 主管課は、受け付けた通報等の内容について他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する場合は、当該権限を有する行政機関を通報者等に対して遅滞なく教示することその他適切な措置をとるものとする。

2 前項の場合において、通報者等からの通報等に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれているときは、通報等に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をすることができる。

(受理手続)

第9条 主管課は、法及びガイドラインの趣旨並びに関係する法令等の規定を踏まえ、次の各号のいずれかに該当する場合には、正当な理由がある場合を除き、通報に関して調査を実施する。

(1) 外部の労働者等が、第6条第1項各号に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を当該事実について処分又は勧告等をする権限を有する本市に対し、次に掲げる要件のいずれかを満たして通報する場合

ア 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（以下「真実相当性の要件」という。）。

イ 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事

項を記載した書面を提出すること。

(7) 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 当該事実の内容

(ウ) 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(エ) 当該事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

(2) 通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合

2 主管課は、調査を実施する場合はその旨（次項の期間を設定した場合にはその期間を含む。）を、調査を実施しない場合（情報提供として受け付けることを含む。）はその旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

3 主管課は、当該通報を受理するときは、当該通報への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

（教示）

第10条 主管課は、当該通報の内容について他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、当該権限を有する行政機関を通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。この場合において、主管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報者に提供するものとする。

2 主管課は、前項前段の場合において、当該通報に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をすることができる。

第3章 調査及び措置

（調査の実施）

第11条 主管課は、当該通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が調査等の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

2 総括通報等責任者及び通報等責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとと

もに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理するものとする。

- 3 主管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況を通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第12条 主管課は、調査の結果、第6条第1項各号に掲げる事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 主管課は、前項の措置をとった場合には、その内容を適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(協力義務等)

第13条 主管課は、通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が本市の他にもある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

第4章 通報者等の保護等

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第14条 通報等への対応に関与した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得たものを含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 通報等への対応に関与した職員は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 通報等への対応に関与する職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、教示、調査、措置及び通報者等への結果の通知。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
- (2) 通報者等を特定させる事項については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次

号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。)

(3) 通報者等を特定させる事項を情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。

(4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

4 主管課における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令等に従うものとする。

(利益相反関係の排除)

第15条 職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

2 主管課は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

(通報者等の保護)

第16条 主管課は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者等が、通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル、各都道府県労働局等の紹介その他通報者等の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第17条 主管課は、通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

2 前項の申出の内容が、通報等に関する秘密及び個人情報の漏洩、通報に関する調査及び措置の遅滞、不適切な調査の実施その他市の不適切な対応に関するものである場合には、主管課は総括通報等責任者に報告するものとする。当該報告を受けた総括通報等責任者は、速やかに当該主管課における対応状況を確認し、必要な是正措置をとった上で、その結果を主管課から通報者等に通知させるものとする。

第5章 雑則

(労働者等への周知)

第18条 総括通報等責任者は、市に対してなされる通報等の窓口、通報対応の仕組み等

について、外部の労働者等へ周知するよう努めるものとする。

(通知対応の評価及び改善)

第19条 総括通報等責任者は、通報対応の仕組みの運用状況に関する事項を、各年度の終了後、速やかに公表する。ただし、当該状況を公表することにより、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じる場合においては、個々の通報事案ごとに、その全部又は一部を非公表とすることができる。

2 総括通報等責任者は、通報対応の仕組みの運用状況について、定期的に評価及び点検を行うとともに、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努めるものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、外部の労働者等からの公益通報等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）6月1日から施行する。